

■第6回臨時部会(令和6年10月18日)

No	委員	意見	対応状況
		【構成、理念・基本方針関連】	
1	馬淵委員	基本方針の2番目で「家庭養護」とともに「施設養護」を入れてもよいのではないか。	「家庭的環境」の中に小規模ユニットやグループホームなどの家庭な環境での施設養護を織り込んでいる。
2	長谷川委員	基本方針の2番目に、パーマネンシー保障、家庭復帰や養子縁組などに至らなかった子どもの里親や施設との退所後のつながりの継続などの観点があってもよいと思う。	基本方針の2番目を以下の通り修正。 【修正前】社会的養護においては、当事者である子どもの意見や思いを尊重した子どもの権利擁護を第一に、家庭又は家庭的環境での養育を推進しつつ、個々のケアニーズに適った成長と自立を支援します。 【修正後】社会的養護においては、当事者である子どもの意見や思いを尊重した子どもの権利擁護を第一に、家庭または家庭的環境での養育と個々のニーズにかなったケアを推進しつつ、 <u>子どもが長期的に安定したつながりのもとで安心して成長できるよう取組を進めます。</u>
3	柏女オブザーバー	以下の3点について基本的な考え方への記載を検討すべき。 (1)社会的養護と、他の施策(子ども若者支援や生活困窮者自立支援など)との接続を意識した計画とすること。 (2)高齢・障害・貧困対策等を含む分野横断的な支援の枠組み作りが必要であること。 (3)今後、区児相が増加することで都の児相も再編され、社会的養護のあり方が大きく変わってくることを踏まえた、計画見直し(中間見直し等)への言及。	●基本的な考え方として第1章への記載を追加。 ●第3章-8(児童相談所強化)に、今後の児童相談所新設を踏まえた、都区の連携・協力や必要な検討・改善を行う旨の記載を追加。
		【代替養育必要数の推計関連】	
4	柏女オブザーバー	(1)各種推計(代替養育の必要数、里親委託目標、施設養護必要数)が計画内の各所に記載されているが、まとめて見せる方がよい。 (2)第3章-2の障害児入所施設の利用見込みは、施設のあり方に明記したほうがよい。	(1)代替養育を必要とする児童数・里親委託目標・施設養育を必要とする児童数の推計は、計算方法を含めまとめて第2章に掲載。 また、第3章各項末尾に掲載している「年度ごとの実施目標」については、巻末にまとめて再掲する。 (2)「障害のある子どもへの支援」は発達支援センターと入所施設に係る内容のため、一括して第3章-7に移す。
		【施設のあり方関連】	
5	柏女オブザーバー	55ページの「年度ごとの実施目標」で、里親支援センターや児童育成支援拠点などが「あり方検討による」と記載されているが、今後の実施段階で委員会や庁内検討など形態はともかく検討を行う想定であれば、本文にもその旨記載したほうがよい。	以下2種類について、ともに「あり方検討による」と記載していたため、記載方法を改める。 ●施設整備に関連するもの(里親支援センター、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業)については、実施段階で具体的な施設内容を含めた検討を行う旨を本文にも記載し、実施目標でも同内容の記載に変更。 ●妊産婦等生活援助事業については、広域的対応が必要な事業として都や他自治体との連携や調整を進める旨を第3章-2に記載しているが、実施目標も同内容の記載に変更。
6	佐藤委員	(1)家庭支援事業は障害児の利用も考えられる。区の課題感や、全ての児童の利用が叶う方向での記載があるとよい。 (2)ファミリーホームについても、障害のある子の利用もあるので、配慮について記載があるとよい。	(1)「家庭支援事業は、全ての子育て世帯の養育力を高めるためサポートする事業です。」と追記。 (2)第3章-5(里親・ファミリーホームへの委託推進に向けた取組)に追記
7	川瀬委員	(1)施設整備においては地域住民の理解が計画段階から必要。歓迎ばかりではないため、地域資源への接続などについて記載があるとよい。 (2)関係機関との連携に関しては、相互の役割理解がないと機能しない。まずは区が相互の役割理解を促進し、その中に施設が加わっていくことが重要。	(1)住民の理解促進や地域の子育て支援の資源となることを記載。 (2)既存の連携の仕組の拡充と強化について記載。

■第6回臨時部会(令和6年10月18日)

No	委員	意見	対応状況
8	松田委員	施設で不調となった子どもが、一時保護所に空きがなく引き受けてもらえない現実がある。里親を含め、不調となった時に受け入れてもらえる機能があるとよい。職員の養成や再教育の機能もあると有難い。	一時保護委託の受託機能は必須機能とすることを明記。
9	坂井部会長	54ページの施設と関係機関の連携イメージ図は、掲載するのであれば区ベースのものにするなど見直したほうがよい。	区ベースの内容で作成する。
10	佐藤委員	児童育成支援拠点と社会的養護自立支援拠点は、在宅のまま支援を受けにくい子ども対象となる事業であり、区内で実施することになれば、自立援助ホームのニーズが生じてくる可能性がある。自立支援ホームは子ども自身による相談からの入居もあり、在宅の子どもにも利用できる資源となる。	高齢児を施設も含め地域で支える、福祉や障害部門も含めた仕組づくりを目指す。自立支援ホームについて区の整備目標としては記載していないが、事業者による自主的な区内設置の可能性はあり、その場合は整備費の補助等を行うこととなる。
		【素案全体について】	
11	柏女オブザーバー	(1)計画にアウトカム指標を設定できないか。例えば「生い立ちの整理ができている子どもの割合」や、「全ての一時保護児童が安定した生活を送れている」など。 (2)ファミリーホーム数は現状の2施設維持か(41ページ)。ファミリーホームは国は1000を目標としており、現在は300程度だが、増加により里親委託率が上昇すると考えられる。 (3)自立援助ホーム(自立生活援助事業Ⅰ型)の区内設置は考えていないのか。全国的にも増加傾向であり、必要性はあると考えられる。	(1)成果指標として、子どもの視点に基づく指標を設定する(権利擁護の章に掲載。意見を聞いてもらえていると感じる子どもの割合、気持ちや意見を大切にされていると感じる子どもの割合など4指標)。一部指標は国の意見表明等支援事業のKPIともなっており、来年度以降、子どもへのアンケート等により効果検証を行う。 (2)・(3)区の整備目標としては記載していないが、事業者による自主的な区内設置の可能性はあり、その場合は支援(整備費補助等)を行うこととなることを記載する。
12	柏女オブザーバー	(1)当事者アンケートの項目にはアウトカム指標となるものがある。今後の検証などの際に同じ項目でアンケートを実施するとよいのではないか。 (2)子どもにもわかりやすい概要版などにより、パブリックコメントについて当事者への周知ができるとよい。	(1)No.11(1)と同じ。 (2)当事者へのヒアリングやアンケートにおいて、計画完成時のフィードバックを約束しているため、令和7年2月から3月頃に周知を行いたい。なお、里親等の支援者に対しては、パブリックコメントについて周知を実施。
13	三輪委員	里親支援について(第3章-5)、委託された子どもへの支援についての記載があまりない。子どもへの直接的支援についても言及できるとよい。	第3章-5に子どもへのケアについて記載を加える。
14	上川委員	(1)39ページで専門里親の増加について言及しているが、41ページの実施目標では増加していないので、整合性が必要。 (2)37ページで「～してもらって」という表現が複数あるが、違和感がある。	(1)、(2)記載を見直す。
15	佐藤委員	27ページの(2)家庭支援事業の記載について。虐待予防を強調すると、一般家庭が利用しにくくなる恐れがある。一般区民の目に触れる計画なので、例えば「家庭サポートのための事業であり、レスパイトによる家庭養育力を高めるものである」のようにするなど、記載に留意されたい。	「ショートステイ事業及びトワイライトステイ事業は、一時的な育児のレスパイト(休息)により、全ての子育て世帯の養育力を高め、サポートする事業です。」と追記。
16	馬淵委員	「自立支援」についての定義が必要ではないか。第2章(自立支援の状況)と第3章-6での記載対象が異なっており、社会的養護経験者「等」への支援の拡大についても、曖昧な表現となっているので、記載の明確化が必要。	自立支援に関する記載を第3章-6に集約し、区の措置児童への自立支援状況と、社会的養護にこれまで繋がらなかった方も対象とする支援(相談支援)についての記載を見直し明確化。
17	長谷川委員	当事者ヒアリングでの意見について、具体的な提案や意見を抽象化した上で反映しているものや、反映されなかったものがあると思うが、ヒアリングで出た意見については、関係者間で共有・確認し、そのことを計画策定時に子どもに報告できると、ヒアリングに参加した子どもにとっても、意見を受け止めてもらったという実感があるかと思う。(職員の入れ替わりによる不安、権利という言葉の分かりやすい言い換えの要望など)	当事者ヒアリングでの意見については、計画策定のタイミングでヒアリング対象者に対し、計画に直接反映できなかった事項も含めた区の対応について説明・フィードバックする。